

男女共同参画社会へ向けての啓発誌

しまねの

女と男  
ひとひと



特集

## 女性への暴力にどう取り組むか

角田由紀子講演抄録

女性への暴力をなくすために～その背景と構造を探る～  
ドメスティック・バイオレンスをなくすために  
～島根県における現状と課題～

島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)を策定  
男女共同参画ヤングリーダー会議 レポート「男女共同参画社会実現へ向けての小さな一歩」  
こんにちは あなたの町の女性行政担当課です!  
あすてらすからのお知らせ



あすてらす

特集

# 女性への暴力に どう取り組むか

セクシュアル・ハラスメント、痴漢、強姦、夫の暴力等、さまざまな形態で発生する女性への暴力。それは歴史の中でずっと存在してきたにもかかわらず、個人の尊厳を傷つけ、人権を侵害する社会問題として認識されるようになったのはほんの最近のことです。沈黙を破った女性たちの声となり、人々の意識を変え、社会を動かしつつありますが、暴力の実状やその根本原因については十分な認識がなされているとはいえません。

この特集では、女性への暴力、特にドメスティック・バイオレンスに焦点をあて、その実状と背景を探りながら、女性への暴力を根絶するために取り組むべき課題についてみなさんと一緒に考えていきたいと思います。

まずは、今年2月4日に女性問題啓発講座第3回として開催した、弁護士の角田由紀子さんによる講演会の内容をご紹介します。

## 女性への暴力をなくすために

～その背景と構造を探る～

### 角田 由紀子 講演抄録

#### 1 本当の原因とは何か

女性への暴力は「昔からみんなが体験してきたこと」として女性の生活の一部とされ、どうにもならない自然現象のようなものすり替えられてきた歴史がある。しかし、その歴史的、社会的背景に目をやり、本当の原因を突きとめることで女性への暴力をなくすことは可能だ。ドメスティック・バイオレンスの問題では、シェルターが必要だとよく言われる。確かに日本のシェルター数は悲劇的に少なく、アメリカ全土のシェルター数が2000を越えるのに対して、日本は40を切っている状況であり、シェルターの増設は重要な課題である。しかし、シェルターがないことが暴力をうみだしているわけではない。つまり、シェルターの問題を取りあげるだけでは暴力の原因に切り込んだ話

はできないということだ。

女性への暴力とは、男性が女性に対して強制的な力行使し、女性を自分の思い通りにコントロールすることである。このような暴力をうみだす根本原因は、社会を支配している男性優位の諸々のシステム、家父長制のシステムにある。男性優位のシステムが社会における男女の力のアンバランスをうみ、その結果として暴力が発生する。したがって、女性への暴力をなくすためには性差別的な撤廃が不可欠だ。しかし、既存の社会システムと対峙することは、その社会から利益を得ている者にとっては自分の立場を危うくする可能性があり、決して快いことではない。だからこそ女性への暴力撲滅運動と称する取組の中には、身体的暴力だけを取りあげて、それがあかま社会の風紀・環境浄化によって解決する問題であるかのように扱い、暴力の

性差別性をあいまいにしている場合が多いのだ。しかし、本気で女性に対する暴力をなくそうと考えるならば、この不快さを乗り越えていかなければならない。

#### 2 家父長制と「貞操」観念

家父長制とは、父または夫が全体の長として家族の構成員を支配するもので、制度としては廃止されたが、その骨格は日常生活の中に根強く残っている。この家父長制の思想を象徴しているものが「貞操」といふ観念だ。これは結婚した女性に対して夫以外の男性との性的関係を禁じるもので、妻が産む子どもは夫の財産継承者であるため、完璧に夫の子どもでなくてはならないという思想に基づいている。姦姦罪と強姦罪はこの秩序を守るためのものであり、これらは女性自身の



角田由紀子 つのだ・ゆきこ

#### プロフィール

1942年、北九州市生まれ、弁護士。性暴力裁判全国弁護士ネットワーク、女性の安全と健康のための支援教育センターの共同代表。セクシュアル・ハラスメント事件、ドメスティック・バイオレンス事件など女性に対する暴力に関する事件を多く手がける。著書に『性の法律学』（91年、有斐閣）、共著に『ドメスティック・バイオレンス』（98年、有斐閣）などがある。



#### 3 暴力根絶のための 長期的戦略

尊厳ではなく、妻の夫に対する性的忠誠心に重きが置かれている。男性の論理でつくられた法律は、女性の人間としての痛みに関心がなく、強姦の被害者に対して「どんな服を着ていたのか?」「あなたに落ち度があったのでは?」などと被害者自身を責める言葉が出たりするのである。

1987年、広島高裁松江支部は別居中の妻を強姦した夫を有罪とする判決を下し、大変なニュースとなったが、厳密には夫婦間で起こった強姦罪という位置づけではなかった。夫婦は互いに相手に対して性交を要求する権利があるから、特別の事情がない限り、夫が妻に性交を強要したとしても犯罪にならないが、このケースでは婚姻関係が実質上破綻しているから有罪というのが裁判所の考え方だ。これでは、強姦は夫以外の者との間にしか成立しないため、相手が夫である場合には処罰されない。強姦でも犯罪にならないのであれば、夫婦間のその他の暴力が有罪となるわけはないだろう。夫は妻を自由にしているという発想を基盤とするような判決は女性への暴力の肯定につながる。最近では1994年に被害者女性の貞操観念が薄いことを理由に、強姦致傷事件が無罪になるなど、日本の裁判所の考え方は、まだに家父長制の思想から足を洗っていない。ここで肯定された考え方は必ず社会に跳ね返り、それがまた社会通念という形で裁判所に持ち込まれてくるはずであり、この連鎖をどこかで断ち切らなければならない。

#### 4 暴力からの救済 としての短期的戦略

暴力をふるう夫たちの職業は警察官、教員、住職、大学教授、大会社の部長、サラリーマンなど実にさまざまである。共通しているのは彼らが男だという点だけであり、男性の暴力を容認する社会に構造的問題があることを表している。これこそが暴力根絶に向けた長期的戦略の的となるべき問題だが、構造的問題は社会にしっかりと織り込まれているため、簡単に見えてくるものではない。

例えば、男女をあらかじめ差別する賃金体系は、1985年に誕生した均等法によって表面的にはなくなった。しかし、総合職と一般職という形に姿を変え、非常に見えにくい所で差別が発生している。規定自体は中立的でも、それが具体的に適用されたときに女性だけが不利益を被るということの間接差別というが、これはより一層見えにくい。その他にも、非正社員の雇用形態、優遇される結婚退職など女性を不安定な地位に誘い込む間接差別が多く存在する。安い賃金で女性を雇う側の言い分は、女性は夫に養われているのだから、これは家父長制に基づいた考え方である。経済的に自立できない女性は暴力から抜け出すことを躊躇せざるをえない。女性の弱みにつけ込んだ暴力の繰り返しを断ち切るためにも、こうした性差別的なシステムを根本的に改めるような長期的戦略が不可欠である。

女性への暴力に関しては、労働、教育、医療、法律等、あらゆる側面から総合的に考えていく必要がある。なぜなら、人間が生活している現実にはテーマ別に縦割りにすることはできないからだ。今、短期的戦略として必要なのは、援助内容についての情報を十分に提供すること、その援助内容をつくっていくことだ。昨年、夫に熱湯をかけられた女性が死亡するという事件があった。彼女は市役所や警察に何回も相談していたにも関わらず、誰も具体的な方策を示さなかった。専門的な対応機関がなかったからだ。行き先が存在しなければ当然ながら何も紹介できない。

シェルターの増設も緊急の課題ではあるが、方法によっては、シェルターの設置・運営に向けた運動そのものが社会を変えていく大きな原動力になりうる。ある民間グループでは、シェルターをつくる際に当事者の声を十分に集め、この社会に欠落しているものリストを作成し、それを中心に運動を進めていった。当事者を真ん中に据え、彼女等の痛みを力に新しいものを作りあげるような方法であれば、シェルターをつくるのが、社会を変える動きの一つとなりうるのではないだろうか。

こうした短期的戦略は長期的戦略とともに車の両輪として同時に取り組まなければならない課題である。

# 女性への暴力に どう取り組むか

## ドメスティック・バイオレンスをなくすために ~ 島根県における現状と課題 ~

ドメスティック・バイオレンス(DV)とは、「夫や恋人など親密な関係にある男性から女性への暴力」のことです。最近では様々なメディアを通じてその実態や問題点等が取り上げられるようになってきましたが、「聞いたことがない」、「カタカナ語で意味がよくわからない」、「自分には無関係」と思っている人が多いのも事実です。けれども、島根県においても全国的な動きと同様に、夫や恋人などからの暴力はとて大きな課題となっています。今回は、女性への暴力の一形態として今最も問題視されているドメスティック・バイオレンスについて、島根県の現状を紹介するとともに、その課題解決に向けて考えてみたいと思います。

### 1 女性相談に見るドメスティック・バイオレンス(DV)の現状

島根県において、DVの問題はどのように現れているのでしょうか。DVに関する相談や支援を行っている県女性相談センターの取組から、いくつかの特徴的な問題を挙げてみましょう。

#### 1

#### 女性相談の主要な問題としてのDV

右上の表は、今年度、県女性相談センターに寄せられた相談件数(県の各健康福祉センター女性相談員が受けた相談を含む)と、女性相談センターの一時保護所(いわゆるシェルター)に保護した件数を表したものです。電話相談・面接相談において、「DVを含む相談」には、夫や内縁の夫等からの暴力に関する相談と、相談内容から背景にDVがあると判断されるものをあげています。また、一時保護のうち「DVによるもの」には、夫などパートナーからの暴力に加えて、息子から母親への暴力が原因のものも含まれます。

これによると、特に一時保護や面接相談においては、DV関連のものかなり高い割合を示しています。また、一時保護に関しては、今年度の件数は昨年度の件数と比べても増加しています。今や、DVは女性相談の主要問題であり、DV解決への取組が現在最も重要になっています。また、島根県では、現在民間のシェルターがない、女性相談センター

の施設以外に一時保護を受け入れる施設が少ない、東西に長く離島もあるため現在の施設だけでは地理的に不便であるなどの理由で、DVからの救済を目的とするシェルターの増設を要望する声も高まっている点にも注目する必要があります。

#### 2

#### 女性の人権を侵害するDV

女性相談センターに実際に寄せられた相談からは、女性の人権が深く傷つけられている重い現実がうかがえます。DVによる被害を女性相談センターに相談するケースで最も多いのは、身体的暴力を受けているものです。暴力の内容は、顔などを殴る・蹴る、暴力を隠すためわざと外からは見えないところを傷つける、髪の毛をつかんで引きずり回すなど、深刻で陰湿です。共通しているのは、こうした暴力が、繰り返されることによるエスカレートしていく点です。

他にもDVには、様々な形態が見られます。行動の制限・監視や無視・侮蔑的のものしりなど精神的に相手をおとしめる心理的暴力、家計管理を独占し生活費を渡さなかったり取り上げたりすると、相手が仕事に就くことや働き続けることを妨害するといった経済的暴力、望まない性交渉の強要や避妊に協力しないなどの性的暴力などです。どの行為も女性を差別し、その人権を著しく侵害するものです。

#### 3

#### DVの潜在性と継続性

また、相談してくる女性には、30代・40代を中心に、年齢が比較的若い人が多いという特徴があります。若いカップルにDVが多いということももちろん問題ですが、ここで見落としてはならない重大な問題があります。それは、年代の高い女性からの相談が比較的少ないからといって、その年代の女性たちへの暴力がないわけではない点です。DVの実態数は、必ずしも相談件数に反映されていません。これまでの様々な調査からは、DVの加害者・被害者ともにあらゆる年齢・職業・学歴に及んでいることがわかっています。また、平成9年に東京都が実施した調査によると、夫やパートナーから暴力がふるわれた時に、年齢が高い女性ほど相談した割合が低いという結果が出ています。年代の高い女性たちは、若い人たちよりも女性差別的な慣習によるしからみが強く、また問題に立ち向かい再発するには不安や実際の困難も多いため、若い女性たちと同様(またはそれ以上)のDV被害に遭っても声を上げられずにいる可能性が高いと考えられます。このように、暴力に耐え続けている女性たちの存在が見えにくいのがDVの特徴と言えます。その暴力は、見えないゆえにさらに繰り返され、エスカレートし、ますます女性たちの自信と力を奪っていくのです。

< 女性相談件数 >

| 項目   | 年度(期間)             |           |
|------|--------------------|-----------|
|      | H12(H12.4月~H13.1月) |           |
| 電話相談 | DVを含む相談            | 延べ 253件   |
|      | 総数                 | 延べ 1,043件 |
|      | DVを含む相談の割合         | 24.3%     |
| 面接相談 | DVを含む相談            | 延べ 164件   |
|      | 総数                 | 延べ 412件   |
|      | DVを含む相談の割合         | 39.8%     |

< 女性相談センターの一時保護所件数 >

| 項目   | 年度(期間)     |        |                    |
|------|------------|--------|--------------------|
|      | H10年度      | H11年度  | H12(H12.4月~H13.2月) |
| 一時保護 | DVによるもの    | 延べ 18件 | 延べ 17件             |
|      | 総数         | 延べ 23件 | 延べ 16件             |
|      | DVによるものの割合 | 78.3%  | 68.8%              |
|      |            | 延べ 17件 |                    |
|      |            | 延べ 27件 |                    |
|      |            | 63.0%  |                    |

(県女性相談センター 資料)  
注) %は小数点以下第2位を四捨五入

## 2 実態調査に見るDVの現状

### 1

#### DVの直接的経験

平成12年2月に島根県で実施した「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」(以下、「県民の意識・実態調査」)によると、夫や恋人などから実際に暴力を受けたことのある女性は30人に1人の割合に上っています。自由回答の中にも、自分が夫から継続的に暴力を受けているという切迫した記述が2件もありました。さらに、平成12年9月に益田市と益田市女性懇話会が市内在住の女性を対象に実施した調査では、夫がいる女性のおよそ8人に1人が何らかの形で身体的暴力の経験があると回答しています。

こうした調査結果は、島根県においてもDVが大きな課題である現実を物語っています。DVが家庭内のこととして隠れてしまいがちな問題であることも考え合わせると、より詳細な実態把握も含め、島根県でも早急な対策を講じる必要があると言えるでしょう。

### 2

#### DVを許す女性差別的な意識と男性優遇の現実

DVというと、単なる夫婦げんかの延長、個人的な問題ととらえられる向きがありますが、もしも男性が、一人の対等な人間としてパートナーの女性の人格を尊重しているなら、このような暴力は起こり得ないはずですが。その意味で、DVは、男性と女性の社会的あり方(男性の優位性と女性の劣位性)が、夫婦など親密な関係において最も深刻な形で現れた

ものと言えます。

「県民の意識・実態調査」によると、直接DVに関連するとは思われない項目でも、DVを許す社会的土壌を伺わせる回答がありました。例えば、男女の地位の平等感に関する設問では、社会のほとんどの分野で男性が優遇されていると指摘する声が多くなっています。また、男女の役割に関する意識を尋ねる設問でも、いまだに「男は仕事、女は家庭」、「男には決断力、女には気配り」に代表されるような性別役割分担意識の根深さが示されています。

このように、DVの原因となる男性優遇の実態や性別役割の肯定が調査結果に表れていると、事実は、重く受けとめるべきでしょう。

## 3 今後の課題の解決に向けて

DVをはじめとする女性への暴力は、女性の尊厳を傷つける許されない行為です。その根絶に向けて努力を続けなければならないことを社会のすべての人々が認識しなければなりません。問題解決については、その根本にある女性差別構造の変革と同時に、今まさにDV被害に遭っている女性の救済・支援という二つの面から対応せねばならないことは、角田由紀子さんのお話にもある通りです。その場合、留意しておきたいことをいくつか挙げておきたいと思います。

まず、 に関して、性差別的な意識、または差別につながる性別役割意識は長い間かけて培われ、自然なもののように人々の意識

文責:(財)しまね女性センター 小川洋子

に内面化されています。女性に対する暴力を許さない環境づくりのために、表面的には直接暴力に関係しそうでないようなことに対しても、敏感なアンテナを持てるよう、たとえ時間がかかっても忍耐強く意識を変えていく努力が必要でしょう。

また、 に関して、まず、潜在化しやすいDVを掘り起こす取組が必要と言えます。そのためにも、いまだにどこに相談したらよいかわからず悩んでいる人たちに対して、この問題に対応できる窓口を周知し、さらに、どこに相談しても支援機関で連携して対応できる体制を整備するなど、より相談しやすい体制づくりを一層進めていかなければなりません。これまでは、女性相談センターが中心となって、避難・救済・自立まで視野に入れた取組を進めてきましたが、今後は関係機関が被害者支援に対する共通理解と認識を深め、協力して総合的支援をしていく必要があります。

島根県においても、この2月に「島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)」が策定されました。プランでは、DVをはじめ、女性に対するあらゆる暴力根絶を重点目標の一つに位置づけています。このプランを推進していくに当たっても、上のような二側面からの取組の視点が欠かせないでしょう。

#### [参考文献]

- ・「夫・恋人からの暴力」調査研究会 1998『ドメスティック・バイオレンス 新装版』 有斐閣
- ・東京都生活文化局女性青少年部女性計画課 1998『「女性に対する暴力」調査報告書』

# 島根県男女共同参画計画を策定

## (しまねパートナープラン21)

県では、男性も女性も互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の実現を目指して、平成13年2月に「島根県男女共同参画計画」(愛称:しまねパートナープラン21)を策定しました。今後はこの計画に基づき、市町村や県民の皆様とのパートナーシップのもとで、21世紀にふさわしい男女共同参画社会の実現に向けて、総合的・計画的に取組を進めていくこととしています。

### 1 計画期間

平成13年度(2001年度)から平成22年度(2010年度)までの10年間  
ただし、施策の基本的方向と具体策については、平成17年度(2005年度)までの5年間

### 2 構成

- 第1章「計画の策定に当たって」...趣旨、性格、期間、構成
- 第2章「計画策定の背景」...社会経済情勢の変化、新たな認識の深まりなど
- 第3章「計画の基本的考え方」...基本理念及び基本目標、基本的視点
- 第4章「施策の基本的方向と具体策」...基本目標 ~ 、数値目標(32項目)
- 第5章「計画の推進」...県における推進体制の充実、市町村との連携強化など

### 3 施策体系(第4章)

- 基本目標 男女共同参画社会づくりに向けた社会制度・慣行の見直しと意識の改革
- 重点目標 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- 重点目標 男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革
- 重点目標 男女共同参画を推進する教育・学習の充実
  - 新規施策等:島根県男女共同参画月間(仮称)の新設
- 基本目標 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進
- 重点目標 県の政策・方針決定過程への女性の参画推進
- 重点目標 市町村・企業・団体等における取組の促進
- 重点目標 女性の人材育成と人材情報の整備・提供
  - 新規施策等:県の審議会等への女性の参画推進に向けた新しい数値目標の設定
- 基本目標 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進
- 重点目標 家庭生活と他の活動の両立支援
- 重点目標 雇用の分野における男女共同参画の促進
- 重点目標 農林水産業等におけるパートナーシップの確立
- 重点目標 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備
  - 新規施策等:「しまね女性ファンド」による民間活動に対する新たな支援策の構築
- 基本目標 個人の尊厳の確立
- 重点目標 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 重点目標 メディアにおける女性の人権の尊重
- 重点目標 生涯を通じた女性の健康づくりの推進
  - 新規施策等:女性に対する暴力にかかわる機関の連携の強化
- 基本目標 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進
- 重点目標 国際社会を視野に入れた取組の推進
  - 新規施策等:国際規範・基準の広報及び取り入れ

### 4 計画の推進(第5章)

- 県における推進体制の充実
  - 新規施策等:男女共同参画社会の実現を促進するための条例の制定
  - 市町村との連携強化
    - 新規施策等:市町村男女共同参画計画の策定の促進



このプランをはじめ、関連資料はホームページで見ることができます。

島根県  
 ・島根県男女共同参画計画(しまねパートナープラン21)  
 ・「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」  
 (平成12年2月実施)  
 県立女性総合センターあすてらすホームページ  
<http://asuterasu.pref.shimane.jp/>

国  
 ・「男女共同参画基本計画」(平成12年12月策定)  
 内閣府ホームページ  
<http://www8.cao.go.jp/danjo/index.html>

### 男女共同参画ヤングリーダー会議 レポート

男女共同参画社会を実現するためには、国の施策のみならず、地方公共団体や各種の民間団体、さらには、老若男女を問わずすべての人々が、必要に応じて連携を保ちつつそれぞれの立場で自主的に取組を展開することが重要です。昨年11月、全国各地域のリーダーとして活躍が期待される男女を対象に、各地域の若年層における男女共同参画社会づくりに向けての気運の醸成・意識の浸透を図るため、「男女共同参画ヤングリーダー会議」が開催され、島根県からも2名の方が参加されました。その一人、日高さんの参加レポートをご紹介します。



### 男女共同参画社会実現へ向けての小さな一歩

JA島根あおち 企画管理部 総務課  
 課長代理 日高 光弘さん

平成12年秋、JA島根中央会からの突然の電話が「男女共同参画ヤングリーダー会議」に参加することになった発端でした。私のような者が何故?というのが電話を受けた率直な気持ちでした。その後、島根県女性政策室より正式文書が届き、11月16日から17日の2日間東京で開催された会議へ出席することになりました。

会議には都道府県と政令指定都市から98名(女性70名男性28名)の参加があり、島根県からは、私と小川律子さんが参加しました。1日目は日経新聞編集委員、鹿嶋敬氏が「なぜ男女共同参画社会なのか - 新聞記者の視点から - 」と題しての講演と総理府男女共同参画室より取組について説明がありました。夕方から班別ミーティング、情報交換会と続きました。

2日目は午前中、主要省庁(警察庁・外務・文部・厚生・労働・農林水産省)から課題について説明がありました。各省庁の課題説明は20分ずつと短いもので物足りなさを感じました。午後からは参加者を3班に分けて、班別討議が行われ事例発表がありました。(島根県の小川律子さんも中国地区代表として

発表されました。)この討議は想像以上に活発なものでなりました。各県での取り組みは今後に生かしたいと考えています。最後に全体会での総括が行われ閉会となりました。感想として、会議のものは非常に駆け足でしたが、参加者の体験談は非常に興味深い内容で2日間は有意義なものでした。

現在、私の勤務するJA島根あおちでは、女性の積極的な運営参加を進めるため定款等の整備を行い、平成13年度改選期から女性理事の積極選任に向け動き出しています。本来であれば全体定数の中からオープンに選任されるべきですが、閉鎖的気質も残る組織にあって、理事定数19人のうち別枠で2名の女性理事枠を設けることで改革の一步前進を図ることとしています。

まだまだ組織も個人も男女共同参画社会へ向けては手探りの学習段階と言えるでしょうが、今後は、JA島根県大会の決議(女性のJA運営等への参画)も踏まえ、因習や性差にとらわれず、一歩踏み込んだ男女共同参画社会実現へ向けた取り組みを進めたいと考えています。

# こんにちは あなたの町の 女性行政担当課です!

大田市総務部企画振興課女性政策係

TEL( 0854 )82-1600(代)  
FAX( 0854 )82-5885

大田市の女性行政担当部署である女性政策係は平成9年に総務部企画調整課内(現、企画振興課)に設置され、課長と担当者1名の2名体制で女性行政を推進しています。

大田市における女性政策は、昭和62年に、女性の視点からの提言を基に策定した「レディ go 21!」からスタートしました。しかし、その後の取り組みが不十分で男女の役割意識の払拭がならず、課題が多く残されました。

これらの課題解決に向け、現在、平成11年6月に施行された男女共同参画社会基本法に基づく「大田市男女共同参画計画」を、策定準備委員会を経て策定委員会により策定中です。

策定準備段階に行った市民意識アンケートからも、家庭・職場・地域での社会通念、慣習において「性別による固定的役割が依然として存在し、若年層よりも高齢層においてよりその意識が強い」という問題点が出てきました。

これらを踏まえ、策定準備委員会及び策定委員会の意見を尊重し、「他人事ではなく、自分自身の意識を改革することを目指し、家庭・職場・地域における女と男の真のパートナーシップと、全てのひとに平等な社会の形成を目標に計画策定を進めています。

また、今までの性別役割分担意識の払拭のため具体的な事業を盛り込むべく、当課だけではなく庁内関係各課と調整を図りながら進めていきたいと考えています。

当市には何より力強いことに「働く婦人の家・サンレディー大田」「鳥根県立女性総合センターあすてらす」と2つの女性活動拠点施設があります。各々個人の意識改革のための講座も開催されており、男性を含め、多くの人々の参加が期待されることです。

今後は各種講座に男女の積極的参加を呼びかける広報等を充実し、男女共同参画に向けた取組が積極的に展開され、大田市に住む全てのひとが「輝き」を持ったまちにしたいと思っています。



大田市男女共同参画計画策定委員会

## あすてらすからのお知らせ

4/14(出)



あすてらす名誉館長  
**森 英恵氏**  
**講演会**

演題「21世紀を生きる」

日時/平成13年4月14日(土)  
14:30~16:00  
会場/あすてらすホール

5/12(出)

**「しまねパートナープラン21」  
推進フォーラム**

日時/平成13年5月12日(土) 13:30~16:00  
会場/あすてらすホール

- 第1部 「しまねパートナープラン21」について
- 第2部 ベアテ・シロタ・ゴードン氏講演会
- 第3部 絵と音楽ものがたり  
~未来をひらく「世界中のひまわり姫へ」~

GHQ民政局人権小委員会に配属されたベアテさんは、22歳の若さで日本国憲法草案の作成に携わり、男女平等の条文化に尽力し、平和憲法の土台を築きました。第3部では「女性差別撤廃条約」をわかりやすく描いた絵本をピアノ演奏とともに朗読します。



鳥根県立女性総合センター

**あすてらす**

〒694-0064大田市大田町大田イ236-4( JR大田市駅西隣 )

TEL:( 0854 )84-5500(代) FAX:( 0854 )84-5589

ホームページアドレス <http://www.asuterasu.pref.shimane.jp/>

**利用のご案内** (誰でも気軽に利用できます!)

開館時間/9:00~19:00(貸し出し施設については21:00まで)

休館日/毎週月曜日・国民の祝日、年末年始(12月29日~1月3日)

[Back to the Top Page](#)

あすてらす